

## 豊島区認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱

〔令和6年3月19日〕  
保健福祉部長決定

制定 令和3年9月7日

全部改正 令和6年3月19日

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下、「国交付金実施要綱」）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（以下、「国交付金交付要綱」）に基づき行う次条に掲げる事業に対し、予算の範囲内においてその事業に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものである。

### (補助事業)

第2条 補助の対象事業は、国交付金実施要綱における市町村交付金の対象事業とする。

### (補助基準額等)

第3条 補助の基準額および対象経費は、国交付金交付要綱によるものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金事業の対象者は、区内において下記の施設及びサービスに係る事業所を運営する者とする。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

小規模多機能型居宅介護事業所

看護小規模多機能型居宅介護事業所

### (補助協議)

第5条 豊島区認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金（以下、「補助金」）の交付を受けようとする者は、区が定める期間に、補助金交付協議書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。区長は協議内容により、提出者に追加の資料の提出を求めることができるものとする。

### (防災・減災等事業整備計画)

第6条 区は前条で提出された協議書の内容を踏まえ、国交付金実施要綱に定める防災・減

災等事業整備計画を作成し、国に提出する。

上記整備計画における事業の優先順位は、補助金交付協議書の記載から、別記1の選定項目を踏まえて区が決定する。なお、本要綱および国交付金交付要綱の規定に適さない補助金交付協議書の事業については、上記整備計画に含めない。

(補助内示等)

第7条 前条の防災・減災等事業整備計画の事業に対する国からの交付金内示後、区は第5条で提出された補助金交付協議書の各事業に対する補助内示の有無を決定し、その結果について、内示事業協議者には補助金内示書(第2号様式)により、それ以外の協議者には補助金協議不採択通知書(第3号様式)により、すみやかに通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条により補助の内示を受けた協議者(以下、「補助対象事業者」)が、本補助金を受けて内示事業を実施しようとする場合は、事業の実施前に補助金交付申請書(第4号様式)を区長に提出し、区長より補助金交付の決定を受けなければならない。

(交付決定)

第9条 区長は、前条の補助金交付申請がなされた場合、補助金交付の可否を決定し、別記2のほか必要な条件等を付して、補助金交付決定通知書(第5号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者が、当該決定に係る補助事業の内容を変更、中止、廃止しようとするときは、補助金交付事業変更・中止・廃止承認申請書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第11条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金交付事業の変更又は中止若しくは廃止の可否について、補助金交付事業変更・中止・廃止承認書(第8号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(調査等)

第12条 区長は、本補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、当該補助事業の執行に関する報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助金の対象事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから3週間以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第10号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、通知日から2週間以内に、補助金請求書(第11号様式)により、区長に補助金を請求するものとする。

(決定の取消し)

第16条 区長は、補助対象事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第17条 区長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

2 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金等)

第18条 前条の規定により区長が補助金の返還を命じたときの違約加算金及び延滞金の金額や納付方法等、この要綱に定めのないところは、豊島区補助金交付規則(昭和61年豊島区規則第59号)によるものとする。

(委任)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 別記1

### 防災・減災等事業整備計画選定項目

改修等の必要性（目的、効果の妥当性等）
補助協議の妥当性（運営収支の適正等）
防災・減災への取組み（業務継続計画、訓練、近隣協力等を含む）

\* 上記による選定で同順位の場合は、設置年数の古い施設の事業を優先する。

## 別記2

### 豊島区認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度内に補助事業を完了させなければならない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊島区に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに区長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した

場合には、当該仕入控除税額を豊島区に返還しなければならない。

- (9) 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約については、区の助成を受けて行う事業であることに留意し、競争に付するよう努めるものとする。